

## 偽造通貨に関する注意喚起

1 4月15日、ディリ市内に所在する商店の倉庫から約460万米ドル相当(主に100米ドル紙幣)の偽造紙幣が国家警察(PNTL)によって押収されました。同紙幣の一部は既に市場に流通しているとの報道も確認されています。

2 PNTL が押収した偽造100米ドル紙幣の特徴は以下のとおりです。

- ・大きさが僅かに異なる。
- ・印字の盛り上がりが無い。ざらついた触感がなく普通の紙のように感じられる。
- ・光を当てた際に見える肖像画や紙の中に埋め込まれた縦のプラスチック帯が欠落していたり印刷が不十分な場合がある。
- ・傾斜時に銅から緑に色が変わるインクの特徴が僅かに残っている。

下記東ティモール中央銀行(BCTL)ウェブサイトもご参照ください。

<https://www.bancocentral.tl/en/go/counterfeit-detection#:~:text=Although%20bearing%20some%20resemblance%20to,quality%20of%20the%20paper%20used>

3 偽造通貨を故意に使用することは、刑罰の対象(2年以上6年以下の懲役)となることが当国刑法第19号第308条に規定されています。

4 在留邦人の皆さまにおかれては、万が一、偽造通貨またはその疑いがある通貨を入手した場合は使用せず、また他人への譲渡なども行わず、直ちに PNTL または BCTL に報告のうえ、偽造通貨を届けるようにしてください。